

★二本松市共通商品券取扱い加盟店を募集★

二本松商工会議所

当所では、行政をはじめ地域の各界の団体と一体となって市外への消費流出防止・地元需要の拡大を図り、二本松市をより元気にすることを目的として、市内の小売店やサービス業をはじめ、あらゆる業種の加盟店で利用できる『二本松市共通商品券』を資金決済法に基づき発行しております。

つきましては、商品券取扱い加盟店を随時募集しておりますので、下記の事業内容をご覧の上、是非ご加盟のご検討をいただきますよう、お願い申し上げます。

1. 事業の概要

- | | |
|---------|--|
| ①発行団体 | 二本松商工会議所 |
| ②加盟店数 | 平成28年3月末現在 309店舗 |
| ③加盟店の資格 | 二本松商工会議所の会員事業所 |
| ④入会金 | 店舗面積による徴収（年会費は徴収しない）
➢500㎡以下 5,000円
➢501㎡以上1,000㎡以下 20,000円
➢1,001㎡以上 50,000円 |

但し、地元家具製造販売事業所は、店舗面積に関わらず一律5,000円

2. 商品券内容

- | | |
|--------|------------|
| ①発行額面 | 1,000円券1種類 |
| ②有効期限 | 無期限 |
| ③釣銭の対応 | 支払わない |

3. 加盟店の内容

- ①加盟店の案内表示
お客様の目に付きやすい場所に、ポスター・シール・のぼり旗を掲示していただきます。
- ②商品券で買い物をされるお客様への対応
➢お客様が商品券で買い物をされたら、現金と全く同じ扱いをしていただきます。
➢商品券の両替はできません。
- ③引換済商品券の換金方法
➢商品券を回収した加盟店は、速やかに換金決済をしていただきます。
➢加盟店は、引換済商品券に加盟店印（指定スタンプ）を押印していただきます。
➢加盟店は、引換済商品券を商工会議所において、毎週木曜日に商工会議所振出の小切手により換金することになります。（3日前までに換金申請書提出）
➢加盟店は、換金手数料3%を差引いた額で換金することになります。

☆みんなで力を合わせて『二本松市共通商品券』を普及させましょう☆